

経営事項審査の審査基準の改正等について (令和2年4月)

令和2年4月より経営事項審査の制度が改正されます。また以下のとおり一部の項目について審査方法等の見直しを行いましたので、申請にあたりましてはご注意ください。

1. 制度改正に伴う変更

① 技術職員に関する改正（変更箇所：P22, 47, 52, 88）

CCUS（建設キャリアアップシステム）において以下のレベルを取得した者を技術職員数（Z）の技術職員区分・資格に追加し、所要の評点を付与する。

- ・国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準によりレベル4と判定された者について、「登録基幹技能者」同等のレベルとして評価し、3点の評点を付与する。
- ・国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準によりレベル3と判定された者について、「技能士1級」同等のレベルとして評価し、2点の評点を付与する。

改正後の技術職員の資格区分毎の点数は下表のとおりです。

1級監理受講者	1級技術者	基幹技能者であって1級技術者以外の者、またはCCUSレベル4の建設技能者	2級技術者、またはCCUSレベル3の建設技能者	その他
監理技術者資格者証保有かつ監理技術者講習受講	1級技術者であって左以外の者			
◎+監理受講者	◎	□	○	△
6点	5点	3点	2点	1点

なお、表内の◎、□、○、△については技術者資格区分表と一致します。

② 申請方法に関する変更（変更箇所：P8, 17）

滋賀県内に主たる営業所がある大臣許可をお持ちの建設業者の方については、許可・経営事項審査にかかる申請書をこれまで滋賀県土木交通部監理課にご提出いたしておりましたが、令和2年4月1日以降、經由事務の廃止にともない、近畿地方整備局に直接ご提出いただくことになります。滋賀県土木交通部監理課では申請書をお預かりできませんので、ご注意ください。

また滋賀県から申請日時および会場の通知を行いませんので、各自で近畿地方整備局に申請を行ってください。

2. 審査方法の見直しに伴う変更項目

① 建設機械の保有状況について、契約期間1年7か月未満のリース契約の確認資料を簡素化 (変更箇所：P13, 77)

リース契約により保有する建設機械は、審査基準日以降1年7か月以上の契約期間が定められていることが要件となっています。これまで契約期間が要件未満の場合には、自動契約更新条項の有無や、契約期間満了後の継続使用の可否を確認するための契約書類等の提出を求めてきました。

今回提出書類簡素化のため、審査基準日以降1年7か月以上の使用を確認する書類の提出を省略できることとし、今回改定する「建設機械の保有状況一覧表(参考様式第3号)」の下部にて、審査基準日以降1年7か月以上の使用を誓約いただくことで、加点を認める取扱いとします。ただし当該建設機械に係るリース契約の更新後または当該建設機械の購入後に経営事項審査を申請する場合には、リース契約の更新や売買契約の内容が確認できる契約書類を提出してください。

なお、建設機械に関するその他の項目(対象となる建設機械の種類、所有していることの確認や正常に稼働することの確認に必要な書類)については従来と同様に変更はありません。

② 登録経理試験の合格者等に計上する職員の雇用期間の定め廃止(変更箇所：P14, 15, 46, 73)

登録経理試験の合格者等に計上する職員は審査基準日以前に6か月を超える雇用期間を要することとしてきましたが、他府県等の審査方法を勘案して、審査基準日時点での雇用期間を定めないこととします。

なお、本項目で計上する職員について、恒常的な雇用関係、かつ雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者を対象としている点については変更ありません。